

郡上市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所

「指定特定相談支援」

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）による指定を受けています。

指定事業者番号 2131000438 （平成25年10月1日指定）

当事業所はご契約者に対して相談支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 設 置 者 社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会
(2) 事業所の所在地 岐阜県郡上市大和町徳永585番地
(3) 代表者氏名 会長 鈴木 富士夫
(4) 電 話 番 号 0575-88-9988

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定特定相談支援事業所
(2) 事業の目的 利用者又は障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とします。
(3) 事業所の名称 郡上市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所
(4) 事業所の所在地 岐阜県郡上市大和町徳永585番地
(5) 電 話 番 号 0575-88-9988
(6) 管理者氏名 松山 淳紀
(7) 運 営 方 針 利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
前三項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
(8) 開設年月 平成25年10月1日
(9) 事業所が行って
いる他の業務 指定一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
平成25年10月1日指定 指定事業所番号 2131000438

3. 事業実施地域

郡上市内全域（通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。）

4. 営業時間

営業日 毎週月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）
営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

5. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		指定基準	常勤換算
	専従	兼務		
1. 管理者		1名	1名	O. 1名
2. 相談支援専門員	1名		1名	1名

6. 職員の職務内容

職種	職務内容
1. 管理者	従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
2. 相談支援専門員	地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。 (ア) アセスメントを実施すること。 (イ) サービス等利用計画書を作成すること。 (ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。 (エ) モニタリングを実施すること。 (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。 (カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障がい児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。 (キ) その他必要な相談及び援助。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

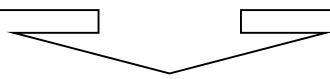
(1) サービス内容（利用契約書第3条～6条参照）

①サービス等利用計画の作成

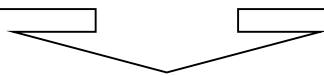
利用者ご家庭を訪問して、利用者心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>

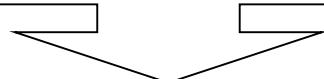
①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。



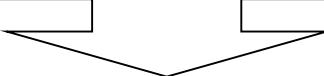
②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に對して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。



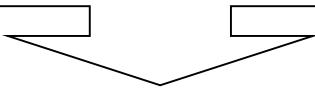
③利用者心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者及び障がい児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮します。



④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供するまでの留意事項、障害者自立支援法第五条二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。



⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。



⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握、及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④障害者支援施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（2）利用料金（利用契約書第7条参照）

①サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、1キロメートル当たり37円を事業所からの距離に乘じた額をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに指定した金融機関にお支払いください。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者からの特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、当事業所にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令（及び郡上市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処理についての記録

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　社会福祉法人 全国社会福祉協議会
保険名　　「社協の保険」
補償の概要　対人・対物賠償、人格権侵害補償：1億円他

11. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

（1）当事業所に対する苦情受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口担当者　　松山　淳紀　（郡上市社会福祉協議会 在宅福祉課長補佐）
TEL　0575-88-9988
- 苦情解決責任者　　八代　忠尚　（郡上市社会福祉協議会 局長）
TEL　0575-88-9988
- 第三者委員　　野口　洋輔　　TEL　0575-65-6278
　　　　　　　　野々村茂樹　　TEL　0575-82-2152

（2）行政機関その他の苦情の受付

- 郡上市健康福祉部社会福祉課　　TEL　0575-67-1811
- 郡上市地域包括支援センター　　TEL　0575-67-1807
- 岐阜県国民健康保険団体連合会　　TEL　058-273-1111
- 岐阜県障害福祉課事業所指導係　　TEL　058-272-1111
- 岐阜県社会福祉協議会運営適正化委員会　　TEL　058-278-5136

令和　　年　　月　　日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会

相談支援専門員

氏　　名

印

私は、本書面に基づく事業者から重要事項を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始並びに情報提供に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 _____ 印

介護者等 氏 名 _____ 印

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものといいます。

令和　年　月　日

郡上市社会福祉協議会

障がい者相談支援事業所 管理者 あて

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____